

事務連絡  
平成24年6月14日

(社)全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局看護課

「臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について」

標記について、別添通知を各都道府県看護行政担当あてに発出したので、  
御了知くださいますようお願いします。

事務連絡  
平成24年6月14日

各都道府県看護行政担当 御中

厚生労働省医政局看護課

### 臨地実習における実践活動の場以外で行う学習について

看護師等養成所における臨地実習については、実践能力を育成するためには、実習の事前準備や実習中あるいは実習後に振り返りを行うことが必要である等の観点から、平成23年3月に「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成13年1月5日付け健政発第5号厚生省健康政策局長通知）の一部を改正し、臨地実習を充実させるために実践活動の場以外で行う学習（以下「実践活動外学習」という。）の時間を臨地実習に含めて差し支えないこととし、併せて「看護師等養成所の運営に関する手引きについて」（平成13年1月5日付け看発第1号厚生省健康政策局看護課長通知）の一部を改正し、実践活動外学習を行う場合には、各看護師等養成所が学習の目的、内容及び時間数を実習指導要綱等で明確にすることとしました。

上記通知の改正以降、実践活動外学習について、その具体例の提示を求める看護師等養成所もあることから、実践活動外学習を臨地実習に含めて差し支えないと考えられるものを下記のとおり示しますので、御了知いただくとともに、貴管内の養成所への周知に関して御協力をお願いします。

なお、実践活動外学習は、あくまで臨地実習を充実させることを目的としたものであり、教育の質の担保という観点からも、実践の場における学習時間を十分に確保した上で、その目的を明確にし、計画的に行う必要があることを申し添えます。

#### 記

- ・実習内容に関連する施設等の見学
- ・実習を円滑に行うためのオリエンテーション
- ・臨地実習に関連したカンファレンス
- ・実習で提供する看護のエビデンスを確認するための文献検索
- ・患者に合わせた技術を提供するための演習
- ・機会が限られていることから、全員が体験することが困難な事象についての一部ビデオ等の活用